法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

社会福祉充実残額の発生傾向に関する研究

Chiba, Masanobu / 千葉, 正展

(出版者 / Publisher) 法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

THE BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIAL POLICY AND ADMINISTRATION: Reviewing Research and Practice for Human and Social Well-being: GENDAIFUKUSHI KENKYU / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

101

(終了ページ / End Page)

114

(発行年 / Year)

2019-03-01

<研究ノート>

社会福祉充実残額の発生傾向に関する研究

千 葉 正 展¹⁾

【抄録】 本稿では、社会福祉法人制度改革において新たに制度化された社会福祉充実残額について、その会計学的な意義と問題点及び経営実務における活用可能性について検討することを目的とする。本論考を通じて、充実残額は貨幣資本に対応した利益剰余金から再生産に必要な財産(国庫補助金等の補助率の低減分及び建設工事費物価の上昇分等)を控除した額と同一性があることが明らかになった。また充実残額は再生産に向けた財務状況を知る一つの手段として法人の長期的な財務戦略への活用可能性が示唆された。

【キーワード】 社会福祉法人 社会福祉充実残額 財務規律 財務諸表

1. 問題の所在

社会福祉法人制度は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号。以下「改正法」という。)によって、法人制度が1951(昭和26)年に発足して以来の最も大幅となる改正が行われた。

社会福祉充実残額(以下、「充実残額」という。)については、同改正において、財務規律の強化に関する事項として「社会福祉法人の保有する財産のうち、負債、基本金及び国庫補助等特別積立金を除いた純資産から、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下可能な財産(社会福祉充実財産)を明確化するとともに、再投下可能な財産が生じる場合は、社会福祉充実計画を策定し、既存事業の充実や新たな取組に有効活用することとしたこと(法第55条の2第5項、第6項及び第9項)」[厚生労働省2017年①]とされ、2017(平成29)年3月31日に終了する社会福祉法人の会計年度に係る決算分からその算定が開始されてきたところである1。

¹ 「社会福祉充実残額」という用語法は改正法第55条の2第3項第4号に定められている法律上の用語である。事務処理基準通知など厚生労働省の別の文書の中では「社会福祉充実財産」と呼称される場合があるが、いずれも同義のものである。

¹⁾ 現代福祉学部非常勤講師/独立行政法人福祉医療機構

またこの算定の具体的な取扱いや算定方法については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく 社会福祉充実計画の承認等について」[厚生労働省2017年②]の「社会福祉充実計画の承認等に係 る事務処理基準」(以下、「事務処理基準通知」という。)において定められているところである。

しかしながら、この算定方法については会計学的に如何なる理論的基礎を持つものであるか、その課題や活用の考え方は如何なるものなのかについて理論的に跡づけた先行研究はほとんど存在しない。

このような問題意識に基づき、本論考では以下の3つの点を明らかにすること目的とする。

第一に、事務処理基準通知に定められている充実残額の算定式が会計学的に如何なる意義・問題 点を持つものなのかを解明する。

第二に、事務処理基準通知に定められている充実残額の算定式の取扱いにおいて、5 種類の特例 措置が存在するが、会計ロジックを歪める可能性のあるこれらの取扱いについて、その会計的な影響について考察する。

第三に、第一で見出した事務処理基準通知の算定式の問題点と第二おいて指摘した特例措置による影響とが如何なる関係を持つのか、実際のデータでの試算も含めて考察するとともに、充実残額という新たな概念が経営実務においていかに活用可能かについて考察する。

2. 充実残額の算定式の会計学的な意義と問題点

充実残額の算定の考え方は、社会保障審議会福祉部会(以下、「福祉部会」という。)及び社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会において検討された。

(1) 福祉部会における充実残額算定方法の検討経緯

充実残額について最初に審議されたのは第4回福祉部会(2014(平成26)年9月30日)で充実残額等に係る論点が提示された。具体的には社会福祉法人制度より先行して法人制度の改革がなされた公益法人制度との関係をどうするかであった。公益法人制度改革で創設された公益認定制度では、公益性を担保するためのいわゆる「財務三要件」(「公益目的事業比率規制」、「遊休財産規制」、「収支相償規制」)と呼ばれるものが導入されたが、社会福祉法人では「公益法人制度の仕組みを基に検討するとしても、その特性を踏まえ、社会福祉法人に適した仕組みを構築すべき」とし、財務

三要件とは異なる財務規律とする方向性が示された2。

続く第5回福祉部会(同10月16日)では充実残額の算定の考え方が提示された(図表1)。これによれば、「④すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。)を対象に、⑧事業継続に必要な財産(控除対象財産)と余裕財産を区分し、余裕財産を©再投下対象財産として位置づける」とされた。

以降この考え方の枠組みを基本に具体的な法律の改正条文等(社会福祉法第55条の2第1項及び社会福祉法施行規則第6条の14)へとつながっていく。

ところで、厚生労働省の示した余裕財産の明確化のための控除対象財産については、「社会福祉 法に基づく事業に活用する不動産等」、「再生産に必要な財産」、「必要な運転資金」が含まれている が、何故この3つなのか、この3つで十分なのかについては、十分な説明がされていない。

² 2014 (平成 26) 年 9 月 30 日の第 4 回社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度改革における財務規律の議論として後に充実残額と称されるようになる「余裕財産」を如何に特定するかの論点が示された。その議論の前提としては、①平成 18 年の公益法人制度改革での公益認定制度を踏まえて検討すること、②公益財団法人と同等又はそれ以上の公益性を確保すること、③社会福祉法人に適した財務運営に関する規律を構築することとされた。

その上で具体的な充実残額の算定の論点として次の2点が挙げられた。

ア)公益法人制度では事業が必ずしも安定的ではなく、長期間収益の獲得がないようなケースも想定されることから、一定額(1年分の公益目的事業費相当額)の遊休財産の保有を認めているが、社会福祉法人では「公金の支出があることや、介護保険、措置制度等の公的制度により確実に収入を得られるという事業の特性を踏まえ、運転資金(必要最低限の手元流動資金)を除き、社会福祉事業等へ計画的に再投下することとすべき」とされたこと

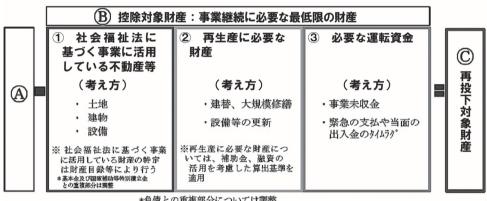
イ)公益法人制度では公益目的事業の公益性を担保する制度として収支相償の基準を導入しているが、社会福祉法人では「そもそも社会福祉事業が公益性の高い事業であること、介護報酬、措置費等の公定価格が事業に要する費用を賄うのに必要な額として設定されていること等を踏まえ、収支相償の基準そのものを適用するのではなく、効率的な経営をも考慮し、余裕財産の計画的な再投下により公益性を担保すべき」とされたこと

図表 1 余裕財産の明確化

社会福祉法人の余裕財産の明確化

○ 社会福祉法人のA すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。) を対象に、<a>⑥事業継続に必要な財産(控除対象財産)と余裕財産を区分し、 余裕財産を©再投下対象財産として位置づける。

資産-負債-基本金-国庫補助等特別積立金 = (A)



*負債との重複部分については調整。

資料:厚生労働省 第5回社会保障審議会福祉部会資料(2014(平成26)年10月16日)

注:上図では④を「すべての財産(基本金及び国庫補助金等特別積立金を除く)」としているが、 ④の算式から会計学における資産概念を指すのではなく、利益剰余金(いわゆる内部留保)を

(2) 控除対象財産の会計学的な意味

示すものである。

充実残額の算定の目的は、社会福祉法人の事業継続のために必要な財産と余裕財産とを明確にし、 余裕財産については社会福祉事業等への再投下を求めることであった。また余裕財産を明確にする ことによって、それまで会計学的な概念、定義も明確でないまま情緒的な批判に使われてきた「内 部留保」なる概念と余裕財産の概念との関係を明確にすることも目指された3。

このような点を踏まえると、余裕財産とは再投下可能な内部留保を意味し、基本的には内部留保 という貸方概念のうち、借方資本において貨幣資本に対応した部分であって、運転資本になってい

³ 内部留保という用語は、会計学的に厳密に定義された概念ではないが、平成 23 年の行政刷新会議による行 政仕分けで財務省が示した概念によると、貸借対照表の純資産における「次期繰越活動増減差額」及び「そ の他の積立金」(企業会計における利益剰余金概念にほぼ一致するもの)とされ、その後の社会福祉法人に 係る内部留保批判においても用いられてきたものであることから、本稿においても基本的にこれを内部留保 の概念として取り扱うこととする。

ないものであることが必要である。

そもそも内部留保とは、事業活動計算における増減差額が源であり、その発生は収益と費用との 差異によってもたらされる。この収益と費用は

(借方) 貨幣資本 [現預金等] / (貸方) 収益 [サービス活動収益等]

(借方)費用「サービス活動費用等]/(貸方)貨幣資本「現預金等]

という形で、会計的には認識される。従って内部留保のもととなる増減差額はその発生の段階で は貨幣資本の形態を取っているということである。

しかしながら、増減差額によって獲得された貨幣資本は、獲得後の時間の経過に伴って様々な形態の資本に変化していく(図表2)。

たとえば固定資産の取得に当たっては、

(借方) 固定資産/(貸方)貨幣資本 [現預金等]

となるが、この貨幣資本が形成された原因の一部に増減差額が含まれる。この仕訳は事業活動計算を通らない取引であり、増減差額、したがって内部留保の額には影響しない。

債務の返済についても

(借方) 負債 [設備資金借入金等] / (貸方) 貨幣資本 [現預金等]

となって、同様である。

運転資金として稼働している貨幣資本の中にも増減差額に起因する資本が含まれる。運転資金は 貨幣資本ではあっても余裕財産として再投下することはできないものである⁴。

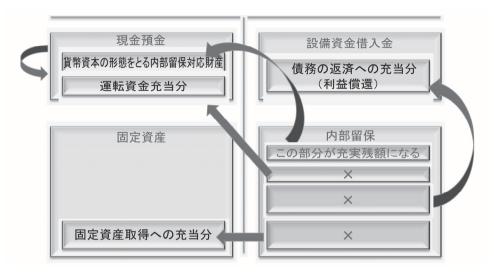
(3) 貨幣資本の形態をとる内部留保額の導出

以上の点を内部留保の側からみると、内部留保が起因となった貨幣資本は固定資産に変化して運用されたり、債務の減少に充当されたり、運転資金の一部となって運用されたりと、もはや再投下に用いることができない形になってしまっているものがある(図表 2)。これらは余裕財産を算定する上で、内部留保の中から除外しなければならない。

⁴ 運転資金については、法人設立とともに整備される施設/事業に係る運転資金については、基本的に開設時点における事業費の2ないし3ヶ月分を寄付金により準備するべき行政指導がされることが一般的であり、貸借対照表上は第三号基本金として認識・計上されている。しかし、2 拠点目以降の施設/事業の運転資金については、必ずしも寄付による準備の指導は存在せず、基本的には、法人の資金繰りの中で賄う形が一般的である。これらの追加の運転資金については、その源泉は基本的に先行する施設/事業の増減差額によって形成されている。また法人設立時の最初の施設を含めて、運転資金の所要額は物価水準に対応する形で変動(上昇)する。この増加分についても、法人の資金繰りの中で対応されてきた。これらを考えると、法人の運転資金の源泉は、第三号基本金及び増減差額によるものと解され、このうちの増減差額の部分については、充実残額の算定において控除すべきものと言うことができる。

図表 2 内部留保の具体的な運用形態

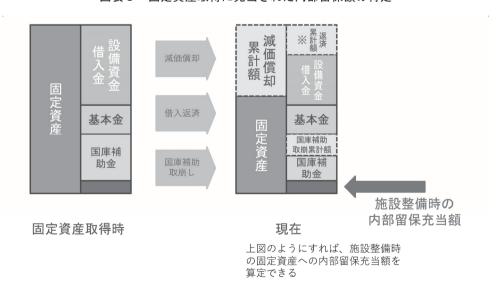
貸借対照表



資料:筆者作成

これらの除外部分を如何に算定するか示したのが図表3~5である。

図表3 固定資産取得に充当された内部留保額の特定



資料:筆者作成

図表4 債務の返済に充当された内部留保額の特定

資料:筆者作成



図表5 運転資本に充当された内部留保額の特定

内部留保の要調整額

=年間事業費3か月分一第3号基本金-長期運営資金借入金

資料:筆者作成

以上で特定された貨幣資本の形態でなくなった内部留保分の算式を用いて、内部留保からこれを 差し引くことにより、貨幣資本の形態をとる内部留保(運転資本を除く。)を算定することができ る(図表 6)。

図表6 貨幣資本の形態をとる内部留保額の算定

- [設備資金借入金返済累計額-基本金2号-(減価償却累計額-国庫補助金等特別積立金取崩累計額) - 長期運営資金借入金返済累計額]
- [年間事業費3か月分-基本金3号-(長期運営資金借入金+長期運営資金借入金返済累計額)]
- = 純資産+設備資金借入金+長期運営資金借入金-固定資産-年間事業費3か月分

資料:筆者作成

以上の貨幣資本の形態をとる内部留保額の算定は、過去の取引事象から会計的・演繹的に導出できるものである。

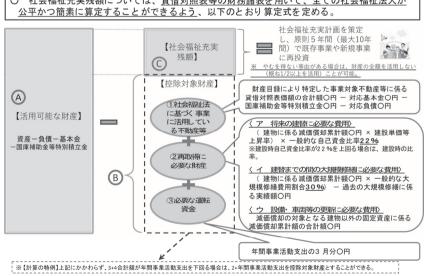
(4) 厚生労働省の充実残額の算定式

充実残額の算定式は、事務処理基準通知において示されており、その概要を図表7に示す。

図表 7

○ 社会福祉充実残額については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が

厚生労働省の充実残額の算定式



資料:厚生労働省「社会福祉法人制度改革について」

(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000155170.pdf)

この算定式を展開すると以下のようになる。

社会福祉充実残額 =

- B①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
- B②再取得に必要な財産
- -B③必要な運転資金
- = 資産-負債-基本金-国庫補助金等特別積立金
 - (固定資産-対応負債-対応基本金-対応国庫補助金等特別積立金)
 - -B②再取得に必要な財産
 - -年間事業活動支出の3ヶ月分
- = 純資産+対応負債-固定資産-年間事業活動支出の3ヶ月分
 - -B2再取得に必要な財産

この最後の式の前半の部分(「®②再取得に必要な財産」を除く部分)は、図表6でみた「貨幣資本の形態をとる内部留保額」の算定式と同一になる。つまり、厚労省の算定式の®①及び®③は貨幣資本の形態をとる内部留保額として理論的に演繹されたものと同一だということが分かる。

また「®②再取得に必要な財産」については、「ア)将来の建替に必要な費用」、「イ)建替までの大規模修繕に必要な費用」、「ウ)設備・車両等の更新に必要な費用」とされる。このうち将来の建替に必要な費用については、建設単価等の上昇、自己資金比率(=施設整備補助率の裏返し)の変化が含まれ、これを含めイ)ウ)は、法人の経営の自助努力として再生産・更新等に備えることは制度的に容認し、今次の算定式において統一的な方法で見積もることとなった。ここで「®②再取得に必要な財産」については、会計のメカニズムとして論理的・演繹的に導出されるのではない点が、「®①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」や「®③必要な運転資金」と性質が異なるものである。

(5) 厚生労働省算定式の問題点

上記 (3) で考察してきた充実残額の算定ロジックうちで図表4の「債務の返済に充当された内部留保額の特定」について留保事項がある。この算定式の目的はあくまでも内部留保額のうち貨幣資本の形態をとっていないものを特定することであり、債務の返済に充当された内部留保額を求めるのにあたっては、返済において減価償却によって回収された資金を充当して、不足した部分があればそれを内部留保によって充当するというロジックだと言うことである。

換言すると、次のような場合においては図表 4 で示す算定式は使われないということである。

- 1) 設備資金借入金が完済された場合
- 2) 設備資金借入金が返済中であっても、設備資金借入金元金償還金が減価償却によって留保 される資金の範囲に収まる場合(この場合は減価償却費全額ではなく、減価償却による資金留 保額のうち設備資金に充てられた部分だけを計算に入れることが必要となる。)
- 3) 設備資金借入金の返済期間中において当期増減差額に欠損が生じた場合(当該会計年度は 減価償却による資金留保が満額は行われないため)

しかしながら、厚労省の算定式においては、これら何れの場合についても何ら加味されておらず、従って、完済後においても減価償却による資金回収分が控除対象財産におけるマイナス項目(従って内部留保への加算項目)として算定し続けられてしまったり、返済中における返済額を超えた減価償却による資金留保分までも控除対象財産におけるマイナス項目となってしまったりすることで内部留保以外の資金を余裕財産(充実残額)に混入させてしまう等の形となっている。これは充実残額の算定ロジックとして明らかに本来の目的から逸脱したものであると言わざるを得ない。

このロジック上の問題点は結果として充実残額を過大に算定する効果がある。

3. 事務処理基準通知の算定式おける特例措置の影響

厚生労働省の算定式においては、控除対象財産の算定に当たって5つの算定特例が設定されている(図表8)。

これらの特例計算は基本的に選択適用のうち大きい額を採用するものであり、控除対象財産を大きく見積もる効果を有している。したがってこれらの特例計算の取扱いは充実残額を小さく評価する傾向を持つ。これは厚生労働省の算定式が基本的に建物設備の再生産に対して留意した算定式ではあるが、それ以外の内部留保の保有理由(経営のリスクバッファー機能等)が加味されていないことや、再生産についても建替のための用地取得費、仮園舎の整備費、解体撤去費等までは算定対象になっていないことなどへの対策だと解される。

図表8 厚生労働省の算定式における算定特例等

項目	内容	通知項目
事業用不動産等の非負特例	事業用不動産算定結果がゼロを下回る場合はゼロ	3 (4) ④
	とする	
建設単価のデフレータと実際	建設工事費デフレータと別に定める建設単価を建	3 (5) ③
上昇率の選択適用	設時の単価で除した値のいずれか大きいもの	
自己資金比率 22%の下限措置	建設時の自己資金比率が一般的な自己資金比率	3 (5) ④
	(22%) を上回る場合は建設時の自己資金比率と	
	する	
大規模修繕の必要額の特例計	・減価償却累計額に別に定める割合(30%)を乗	3 (5) ⑤
算	じた額から過去の大規模修繕支出を控除した額	
	がゼロ未満の場合ゼロ	
	・過去の大規模修繕額が不明の場合、減価償却累	
	計額に別に定める割合と減価償却の進捗率とを	
	乗じて得た額	
主として施設経営を行わない	再取得に必要な財産及び必要な運転資金(3ヶ	3 (7)
法人等の運転資金特例	月)が年間事業活動支出を下回る場合、事業用不	
	動産額と年間事業活動支出の合計額を控除対象財	
	産とする	

資料:筆者作成

4. 充実残額算定式の問題点と特例計算との関係

(1) 実際データを用いた特例計算の効果の試算

以上の考察から、事務処理基準通知に示された充実残額の算定式については、上記2 (5) で示した減価償却による資金留保効果の混入 (従って充実残額の過大評価) の要因と、前項3 で示したように控除対象財産の算定における複数の算定方式の選択適用ないしは特例計算の取扱による控除対象財産を大きく評価する (従って充実残額を小さく評価する) 要因とが含まれていることが明らかになった。

これら充実残額へのプラス/マイナスのいずれがより大きく働くかについては、個々の法人における状況や充実残額の算定方針(算定方法の選択)によって決まると考えられる。

そこで以下では、これらの状況を明らかにするため、社会福祉充実残額算定シート(現況報告書に添付する厚生労働省が定めた計算シート)の諸計数を用いて充実残額の特例計算の効果について考察することとした(図表9)。

ここでの考察では、実際に所轄庁に登録した充実残額(図中では算定シートと表記)と特例計算 のうち算定シートに記載されたデータで外部の観察者から推定できる「主として施設経営を行わな い法人等の運転資金の算定特例」を適用しないで算定した場合(図中では特例不適用と表記)の充 実残額とを対比した。

-12,000 -10,000 -8,000 -6,000 -4,000 -2,000 0 2,000 4,000 6,000 -4,000 -6,000 -10,000

図表 9 充実残額の特例計算の効果の試算

充実残額(x算定シート、y特例不適用)

注:使用データは社会福祉法人財務諸表等電子開示システムに登録された充実残額算定シート (2017 (平成29) 年6月に所轄庁に登録した分)で客体数は19,637。

(2) 試算結果の考察

図表9を考察するといくつかの特徴が析出される。

まず1点目は図中の45度線上に多くのサンプルがプロットされていること。これは所轄庁に提出した充実残額の値と特例不適用で算定した充実残額の値とが同じとなっている客体である。換言すると特例の適用とならなかった客体が相当数存在している。

第2点目は図中の45度線を境にしてその上方に多くのサンプルが分布していることである。これら45度線より上にあるサンプルは所轄庁に登録した充実残額の値より特例不適用の値の方が大きいものである。特例計算が充実残額算定に際して圧縮効果を有していることが理解される。

第3点目は図中の45度線より下に分布するサンプルは少数ながら一定数存在しており、それら

のほとんどはゼロ近傍でX軸上またはY軸上にプロットされている。45度線より下に位置すると言うことは「主として施設経営を行わない法人等の運転資金の算定特例」による圧縮効果より減価償却による資金留保の過大混入の効果の方が大きい客体である。このような客体が何故45度線より下に均一に分布しているのか本試算の元データだけでは判別ができないが、本試算で加味しなかった特例計算等の要因、その他個別事情を含めて更なる精査・分析が必要であると考えられる。

5. まとめ

2017 (平成29) 年に本格施行された改正社会福祉法に基づく社会福祉法人制度改革において、財務規律の強化として充実残額の算定が制度化された。社会福祉法人が公費を多く用いて福祉サービスを実施する公益性の高い法人であることに鑑み、その事業活動を通じて形成された財産の所有や使途について、適切かつ明確な説明責任を果たすことが充実残額の制度化の目的であった。

本論考では、この充実残額が如何なる理論的根拠に基づいて算定されるのかを検討した。充実残額は貸借対照表に計上される次期繰越活動増減差額とその他の積立金(企業会計で言う利益剰余金概念)を「内部留保」とし、内部留保の中で貨幣資本としての実態を有する部分に絞り込んだものから、法人の施設・設備等の再生産のために留保が容認される範囲を明確にして算定するという構造を有していることが明らかになった。

しかしながら、その算定過程においては減価償却による資金留保の混入問題など本来の余裕財産の明確化という目的からは逸脱した計算構造を有していることが見出された。

他方、厚生労働省の示す充実残額の算定式の中には控除対象財産の算定における特例計算や複数の計算方式の選択適用などで充実残額の算定結果を圧縮する効果を有するものも見出された。

このため、全体として過大評価要因と過小評価要因のいずれが大きく働くかは個別の法人の状況 に依存するものだということが明らかになった。

そこでこれらの傾向を考察するため、特例計算の一部についてその圧縮効果を実際の算定データを用いて考察した。その結果、減価償却による留保資金の過大混入の効果より特例計算による圧縮効果の方が大きいことが確認されたが、一部のサンプルについて特異な分布を示すものが観察され、更なる精査・分析の必要性が見出された。また本稿で対象にできなかった他の特例計算や減価償却の資金留保の混入による過大評価の効果は更なるデータを用いた検証を行っていくことが必要である。

充実残額とは、内部留保のうち法人事業の再生産(建替等)のための必要最低限の財産を控除して求められるものとされるが、厚生労働省のまとめでは2016(平成28)年度決算に基づいて算定

された充実残額では調査対象の88%がマイナスという結果が報告されている [厚生労働省2017年③]。これは社会福祉法人が有する内部留保では将来の再生産に向けて必要な財産的な蓄積が賄えていないという事態を表すものでもある。

充実残額はアカウンタビリティを果たすための財務会計的な意義のみならず、経営管理、特に財務管理を行って行く上での重要な管理会計的な意義も見いだせる。管理会計の観点からは、充実残額を現在の法人全体での算定だけでなく、拠点区分単位でも算定し管理することが必要である。さらに充実残額は貸借対照表の数値に基づいて算定されるストック概念であるが、管理会計としての意思決定に用いるためには充実残額と事業活動計算等のフロー概念との関連を明確にすることも必要である。これら充実残額にまつわる管理会計的な手法の開発については更なる研究が求められよう。

参考文献

- ○国見真理子「社会福祉法人の内部留保について:企業との比較を交えつつ」(「三田商学研究」 61(1)慶應義塾大学商学会・2018 (平成30) 年4月)
- ○厚生労働省①「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について(通知)」(2017(平成29) 年3月31日 社援発0331第14号、社会・援護局長通知)
- ○厚生労働省②「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」 (2017 (平成29) 年1月24日 雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ○厚生労働省③「平成28年度における社会福祉充実計画の策定状況について」(2017 (平成29) 年 12月18日社会保障審議会福祉部会・資料2『社会福祉法人制度改革の実施状況について』)
- ○厚生労働省④「社会福祉法人制度改革について」
 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000155170.pdf
 (2018 (平成30) 年10月31日閲覧)
- ○千葉正展「社会福祉充実残額と法人経営」(全国社会福祉協議会・2018(平成30)年)
- ○松原由美「介護事業と非営利組織の経営のあり方」(医療文化社・2015 (平成27) 年11月)